



令和4年度高知県高等学校体育大会

登山専門部新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン

【新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について】

感染された方をはじめ、そのご家族や友人、同僚、治療に当たられている医療機関関係者の方々などに対して不当な取扱いをするインターネット上のサイトや、SNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった差別やいやがらせ、いじめ等は決して許されるものではありません。

感染者の方々等への差別や偏見等が広がることは、人々の不安を煽り、感染拡大防止の取組の妨げにもなりません。

感染のリスクは誰にもあります。一人ひとりがお互いを思いやる気持ちをもって、正しい知識と情報をもとに、冷静に行動することが何よりも大切です。

【基本方針の作成に当たって】

- (1) 基本方針の作成に当たっては、国および県や全国高等学校体育連盟、日本スポーツ協会などが示すガイドライン等を基本とし作成する。
- (2) 競技別の感染症拡大防止対策の実施に当たっては、競技特性に応じた対応の必要性から当該中央競技団体が示す内容を最大限尊重する。
- (3) 競技別感染症拡大防止対策の作成に当たっては、競技団体と競技専門部による連携のもと、内容等の整理をする。

【コロナ禍における大会運営について】

- (1) 選手・役員等をはじめ大会関係者全員の安全・安心の確保を最優先事項とする。
- (2) 大会実施の可否、実施時における応援者及び観客への対応等重要事案の決定に際しては、県教育委員会・県高体連事務局及び競技団体等関係機関と綿密に連携したうえで決定する。
- (3) 各競技の運営に当たっては、開催地自治体（衛生部局等を含む）及び使用する施設等が示す感染症拡大防止に向けた方針等を最大限尊重し、開催自治体と競技専門部間で連携のうえ対応する。
- (4) 各競技別の開会式・閉会式及び諸会議については感染症拡大防止の観点から、中止または必要最小限の規模で実施を検討する。

【新型コロナウイルス感染症拡大防止について】

- (1) 3つの「密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避する。
- (2) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）を確保する。
- (3) 手洗いを徹底する。
- (4) マスクの着用（ただし、熱中症や競技特性に応じた対応に留意する）を徹底する。
- (5) 競技会場及び会議施設等においては定期的な窓開等により換気に留意する。

【大会実施の可否等について検討する場合の条件について】

本連盟は関係機関と綿密に連携し、以下の条件に基づき、必要に応じて大会全体、または一部競技の実施の可否等について検討する。

- (1) 「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が県下に発令された場合。
- (2) 県や市町村の方針等により大会実施の可否等について検討が必要となった場合。
- (3) 県下の医療状況の逼迫状況により、安心安全な大会運営が困難な状況となった場合。
- (4) 出場校や選手の辞退等の増加により、当該競技の大会運営が困難となった場合。
- (5) その他、大会開催にあたり通常の実施が困難と判断された場合。

1 全般的な事項

- (1) 実施専門部は、感染防止のために実施すべき事項や参加者が厳守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（大会の受付場所等）に掲示すること。
- (2) 実施専門部は各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること。
- (3) 参加校のエントリー選手・帯同部員（補助員）・引率者・監督・外部指導者等（以下「大会参加者」という）は、【様式 1-1、1-2】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックし、大会初日には【様式 2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認についてと【様式 1-1、1-2】の写しを大会本部に提出すること。また、大会日毎に【様式 2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についてを大会本部へ提出すること。万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、【様式 1-1、1-2】の原本については、2 週間保存しておくこと。

また、参加校は競技期間中に感染者または濃厚接触者および体調不良者が発生した場合には、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。その後は医療機関や保健所、関係機関等及び実施専門部の指示に従うこと。実施専門部は指定書式【様式 3】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。
※詳しくは高知県高等学校体育連盟主催大会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針 [第 4 版] P10 IV感染者が発生した場合の基本的な対応について 参照

- (4) 実施専門部は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報に十分注意しながら、大会参加者から提出された【様式 2-1、2-2】の原本および【様式 1-1、1-2】の写しを、2 週間保存しておくこと。
- (5) 大会役員等は【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（個票）を大会終了日までチェックし、保存期間（1 月以上）を定めて保存しておくこと。なお、チェック期間に体調不良等が生じた場合には競技担当者へ連絡を取り参加の可否について確認すること。また大会終了後 1 週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。
- (6) 参加校及び実施専門部は参加者に陽性者・濃厚接触者が確認、および自宅待機要請者（令和 4 年 4 月 22 付け 4 高保体第 86 号参照）が確認された場合は、医療機関や保健所、関係機関等の指示に従うこと。
- (7) 参加校は大会終了後も【様式 1-3】高体連主催大会参加後 体温・体調チェック記録票（団体票）を用い、1 週間に渡りチェックを継続し、2 週間保存すること。
- (8) 参加校は、競技終了後 1 週間以内に感染者が発生した場合は、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。実施専門部は指定書式【様式 4】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。
※詳しくは（3）と同基本方針 P11 IV感染者が発生した場合の基本的な対応について 参照
- (9) 大会参加者は、医療機関や隔離施設、宿泊施設、自宅までの移動や輸送について、各自（各学校）の責任で行うこと。
- (10) 取材や写真撮影を希望する団体は事前に実施専門部へ連絡するとともに【様式 1-4】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（個票）をダウンロードし、各競技大会 2 週間前から大会参加終了日まで

チェックすること。取材当日は入場の際に大会本部へ行き「参加者名簿」へ必要事項を記入すること。大会終了後1週間以内に体調不良が見られた場合には、実施専門部へ報告すること。また個票は保存期間2週間とし、専門部の求めに応じて提出すること。

- (11) 安全・安心な大会運営のため、選手・監督等大会関係者は大会期間中のみならず、日頃から体調管理に十分留意すること。そのうえで、発熱等の体調不良があった場合には、速やかに医療機関による診断を仰ぐとともに、その状況についてチェックリスト等へ誠実に記載すること。

【様式取扱一覧】

[高知県高等学校体育連盟 HP <https://www.kochinet.ed.jp/kochi-htaiiku/>] より DL 可

様式	作成者	内容	保存場所	保存期間
団体票 【様式 1-1】 【様式 1-2】	参加校	・2週間体調チェックし作成 ・大会期間中もチェックする ・専門部より求めがあれば原本を提出	各校顧問	大会終了後2週間
団体票 【様式 1-3】	参加校	・大会後1週間体調チェックし作成 ・専門部より求めがあれば提出	各校顧問	
個票 【様式 1-4】	大会役員等 取材団体 (参加校)	・2週間体調チェックし作成 ・大会期間中もチェックする ・専門部より求めがあれば原本を提出 ※参加選手は団体票【様式 1-1、1-2】ではなく個票での対応も認める。運用上の取り扱いは団体票と同義とする	作成者 ※参加選手においては各校顧問	
【様式 2-1】	参加校 (学校長)	・大会前2週間の健康チェック内容を学校長が確認し、 <u>公印を押印し作成←※注意</u> ・大会当日に顧問が大会本部へ【様式 1-1、1-2】(個票【様式 1-4】を用いた場合も同様)の写しを添えて提出	専門部	
【様式 2-2】	参加校	・大会日毎に作成 ・大会参加を自粛するものがある場合は所属長および実施専門部へ状況を報告 ・大会本部へ提出	専門部	
【様式 3】	専門部	・競技期間中に 1- (3) に該当する者が出た場合	専門部	
【様式 4】	専門部	・競技終了後に 1- (8) に該当する者が出た場合	専門部	

※【様式 2-1】は提出がない場合、原則試合への出場が認められないので各校顧問は注意すること。

※大会開催中においても、自校生徒への体調確認等は顧問が責任を持って行うこと。

(顧問で判断できないケースが発生した場合には必ず所属長への確認をとること)

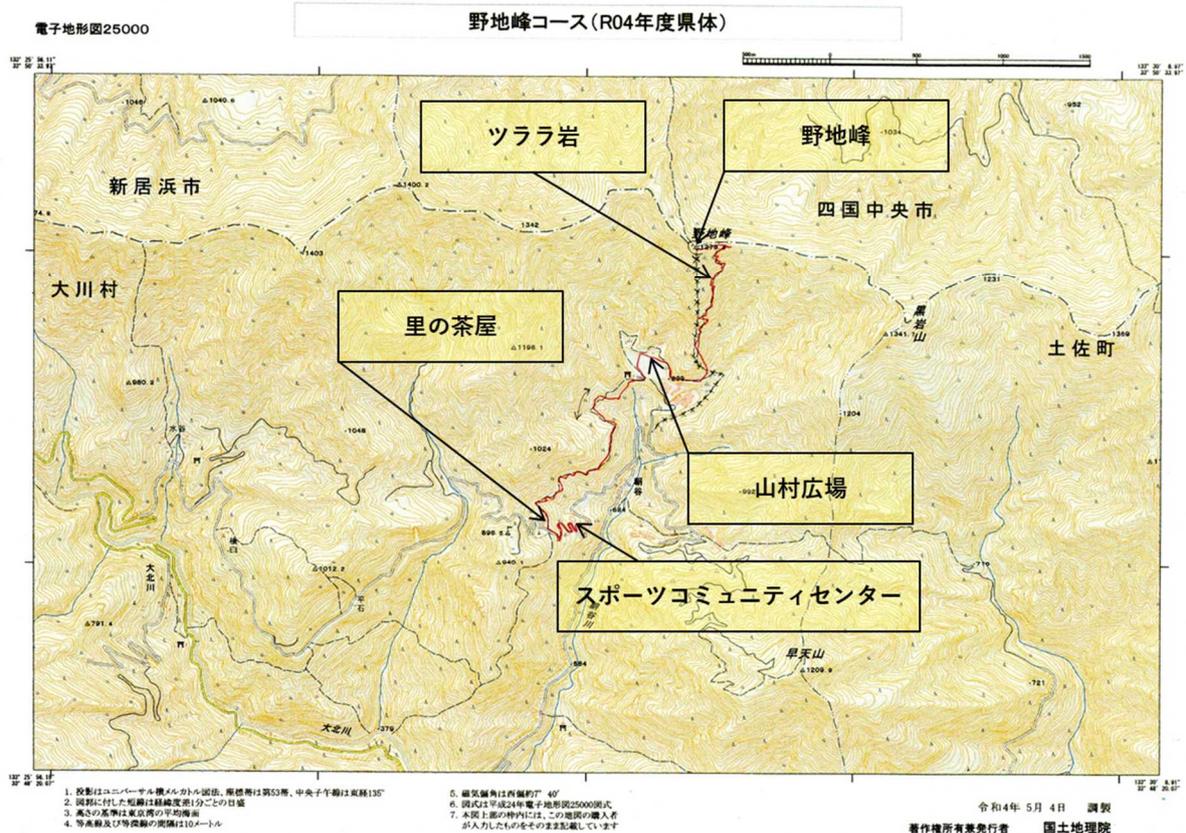
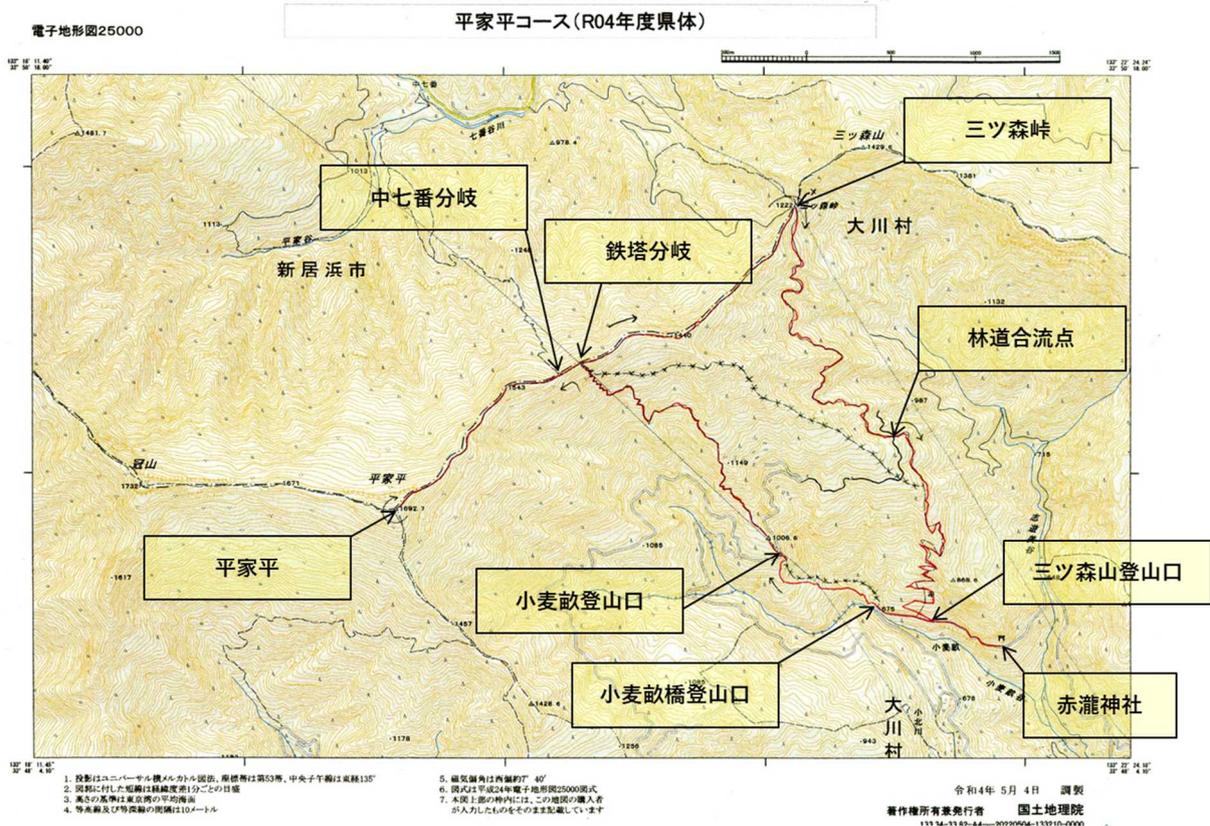
- (12) 「高体連危機管理マニュアル」を参考に大会実施までの流れを予め確認し周知する。

- (13) 天候が悪化し雨宿りや避難で三密が不可避の状況が事前に想定される場合は、大会を延期または中止の検討を大会開催前日に協議し決定する。

2 観客の取り扱いについて

(1) 令和4年度は無観客開催とする

- ①対象は高知工業高校の敷地内および次のエリアとする。
- ②一般の登山客に対しては、4-(1)⑤に定める対応をお願いし、協力を求める。



3 参加選手・監督・役員等の健康状況のチェックについて

(1) 当日の参加受付時の留意事項

実施専門部は、大会当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に大会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うこと。

- ①受付には、手指消毒剤を設置すること。
- ②参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
- ③受付を行うスタッフにはマスクを着用させること。
- ④人と人が対面する場所は、経費面を考慮して、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ⑤発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。
- ⑥新型コロナウイルス接触確認アプリ等の通知サービスを積極的に活用すること。

(2) 大会参加者への対応

①体調の確認

参加校のエントリー選手・帯同部員（補助員）・引率者・監督・外部指導者等（以下「大会参加者」という）は、【様式 1-1、1-2】高体連主催大会参加 体温・体調チェック記録票（団体票）を各競技大会 2 週間前から大会参加終了日までチェックし、大会初日には【様式 2-1】高体連主催大会における大会前の健康状況等確認についてと【様式 1-1、1-2】の写しを大会本部に提出すること。また、大会日毎に【様式 2-2】高体連主催大会における大会期間中の健康状況等確認についてを大会本部へ提出すること。万が一感染者が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、【様式 1-1、1-2】の原本については、2 週間保存しておくこと。

また、参加校は競技期間中に感染者または濃厚接触者および体調不良者が発生した場合には、実施専門部に対して速やかに連絡を取り詳細を報告すること。その後は医療機関や保健所、関係機関等及び実施専門部の指示に従うこと。実施専門部は指定書式【様式 3】を作成し、県高体連へ速やかに報告すること。
※詳しくは高知県高等学校体育連盟主催大会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針 [第 4 版] P10 IV感染者が発生した場合の基本的な対応について 参照

●ア 大会当日の体温

●大会前 2 週間における以下の事項の有無

- イ 平熱を超える発熱がある
- ウ 咳、咽頭痛など風邪の症状がある
- エ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある
- オ 嗅覚や味覚の異常がある

イ～オの症状が見られる場合は医療機関等を受診し、団体票（個票）の備考欄にその診断結果等を記載すること

- カ 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある、または学校より自宅待機要請者等として出席停止措置を受けている
- キ 同居家族や身近な知人で感染が疑われる方がいる
- ク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

◎ワクチン接種により体調不良が発生した場合は、顧問に申し出て団体票（又は個票）の備考欄に記載する

※参加校は当日の参加について、大会参加前 2 週間の健康観察状況（上記ア～キ）と当日の状況から適切に判断し、安全・安心の確保を最優先考え決めること。

②マスクの準備

引率責任者（顧問教諭等）は、大会参加者がマスクを準備しているか確認すると同時に、着用についても徹底指導すること。なお、競技中のマスクの着用は大会参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等、競技を行っていない間、特に会話するときには、必ずマスクを着用すること。

※マスクを着用して競技を行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知すること。

③大会参加前後の留意事項

大会参加者は、大会前後のミーティング等においても、3 つの密を避けること、会話時にマスクを着用すること、黙食など感染症対策に十分配慮すること。

4 競技運営上の感染対策留意事項

(1) 移動、登山客への対応について

①現地への移動や撤収はマスク着用のもと、三密の時間帯を避け公共交通機関（JR）を利用したり、大型バスで換気を行いながら離れて席に座って移動する。バス移動に関しては、「貸し切りバスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に従う。

②大会は、三密を避けられる状況を確保できる山域や施設が利用できる地域で行う。

③令和 4 年度は、県体出発時の応援生徒の見送りは禁止とする。

④人数や時間帯で、施設内の出入りが混雑する場合は、時間差で施設入りするなどの処置を行う。

⑤大会会場の登山客に対し、次の感染症拡大防止対策が取られていない時には声掛けを行い、協力を求める。

- ・休憩時の身体的距離の確保
- ・マスクの着用による会話
- ・行動食の黙食 など

※大会開催中の登山客および、白滝の里利用者との接触については、ご理解とご協力をいただきながら大会を開催する。

(2) 大会中〔開閉会式・幕营地等〕

①開閉会式は諸連絡等にとどめ、近距離での会話や発声はできる限りせず、会話や発声をする時は必ずマスク着用のもと実施する。

②会場内の換気（できれば 2 方向の窓を同時に開ける）の徹底を行う。その際、温度及び湿度管理に努める。換気による虫刺されなどの対策を講じる。

③会場内の人の密度をできる限り減らすため、原則として大会会場にはエントリーされた者のみの入場とする。

④大会は日帰り登山の実施や、野営は体育館や教室にて分散し、距離を保ちつつ就寝するなど、三密対策を講じながら実施する。なお、施設の利用可否は自治体の判断に従う。

⑤水道や施設のドアノブなどの定期的な消毒を行う。

⑥登山行動中以外ではマスクを着用する。専門部はアルコール消毒液、石鹸を準備し各校へ支給する。石鹸による手洗いが難しい時が登山は多いので、携行消毒液を必ず持参し以下の際に使用する。

- a 共有部分に触れた後
- b 食事の前
- c トイレの後
- d 小屋への出入り時

- ⑦各校で共有物の適切な管理に努める。共同装備については定期的に各校で消毒を行い、個々の装備の使いまわしは行わない。
- ⑧炊事については原則として、弁当の支給や、個別に調理を行ったりフリーズドライ食品などを活用し、飲食物や食器の共有はしないこととする。お湯などを沸かし、調理を行うときは、野外で行う。また個々に感染防止を徹底するため、食事中は横並びの上、黙食により行う。会話が必要な時は必ずマスクを着用して行う。
- ⑨行動食摂取時も会話はできるだけ控え、会話する場合はその都度、必ずマスクを着用して行うこと。
- ⑩手洗いは30秒以上行い、マイタオルを必ず持参する。タオルの使いまわしはしない。
- ⑪アルコールで手指消毒を行った後、乾ききらないまま火器を使用すると、引火する危険があるのでよく乾かしてから使用する。
- ⑫水分補給は個人単位で準備し、自分の飲用物を摂取する。飲みまわしはしない。
- ⑬ゴミは各自で持ち帰り、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に入れ密封のうえ縛り廃棄する。
- ⑭洋式トイレなどトイレの蓋があるものについては、蓋を閉めて汚物を流す。

(4) 登山中

- ①登山中はもちろん、休憩中もできるだけ間隔をあけて行動する。他の参加者、主催者スタッフ等との距離はマスクをしていても（できるだけ2m以上、少なくとも1~2m）を確保すること。
- ②熱中症を防ぐ観点から行動中のマスクは外すこととするが、休憩時や待機時等にはマスクが着用できるよう常備しておく。
- ③原則4~5人1班を各校で編成し、パーティ行動やチーム行動の形態での登山を実施する。ただし、曲がり角で後続を確認してから行動を再開するなど、お互いの確認を適宜行う。
- ④濃霧や危険箇所通過等で隊行動を行う必要が出た場合、危険箇所を通過し安全が確保できるまでは隊行動を行うこととする。
- ⑤飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと。燃えるゴミ等は全て持ち帰る。
- ⑥登山後は速やかに撤収する。

(5) 登山後

- ①持ち帰ったゴミを取り扱う際には、マスク・手袋を着用し、廃棄後は必ず石鹸で手洗いをを行う。
- ②各校での用具のメンテナンス等も場所や日時を分散して、できるだけ短時間で帰宅させるようにする。

5 生徒・役員の発熱等への対応について

当日急な症状が見られる場合は、引率者が保護者等に連絡をとり帰宅させる。その他、大会前から期間中、大会期間後も引率教員及び大会役員で生徒・役員の健康観察を徹底する。

6 感染者が発生した参加校の取り扱いについて

万一感染者等が発生した場合においては発生の時期や場所等の違いによらず、直ちに医療機関への相談・受診が前提であり、その診断等の結果を受け、保健・衛生機関等の指示に従うこととなる。

高体連事務局並びに当該の専門部においては、以下に示す基本的な対応例を参考に適切に対応することとする。なお、感染者等の発生による各競技大会への参加等の可否判断については、保健所等の指示を遵守した上で参加校

の責任において行うことを原則とするが、その際は実施専門部および県高体連が示す感染防止対策の内容及び、これに基づく指示等に従うこととする。

各学校が行政機関や保健所の指示に従い、適切な範囲で休校等の措置を実施した内容を受け、大会参加の可否について判断する。(濃厚接触者判断は行政・保健所が行い対象者に措置が行われる。また、各校における参加申込は、各学校長の責任で安全を確認されたうえでのものと判断する)

(1) 感染者

医療機関による診断の結果、感染者と判定された者。なお、感染者の発生日とは症状が出始めた日とし、発症日が不明な場合は陽性と判定された検体採取日とする。

(2) 濃厚接触者(自宅待機要請者は同義とする)

濃厚接触者は所轄保健所の判断による。なお、濃厚接触者の待機期間は感染者と最終接触した日を0日目として、7日間とする。(大会参加においては厚生労働省承認抗原定性検査キットを用いての期間短縮は適用しない)

【参考】 厚生労働省が示す濃厚接触者の定義 (一部抜粋)
陽性者と同居している人、陽性者と長時間接触した人、陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人、マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

(3) 体調不良者

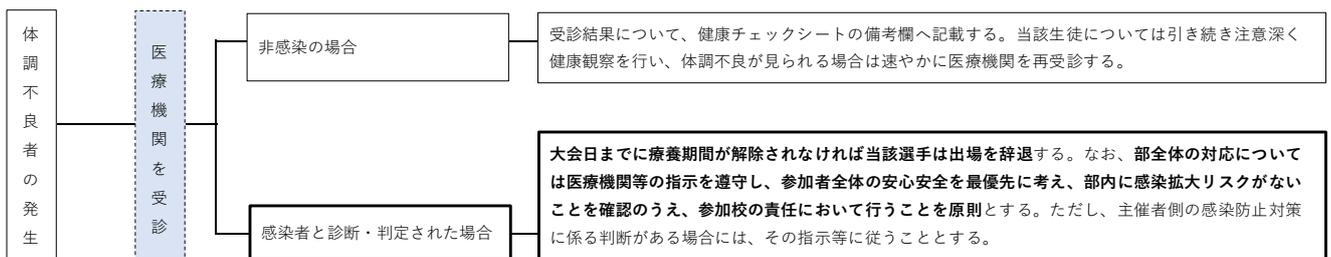
平熱を超える発熱や風邪症状(咳・のどの痛み)、だるさや息苦しさ、味覚や嗅覚の異常など健康チェック表シート上のチェック項目のイからクに該当する者。

7 大会参加者の感染が発覚した場合

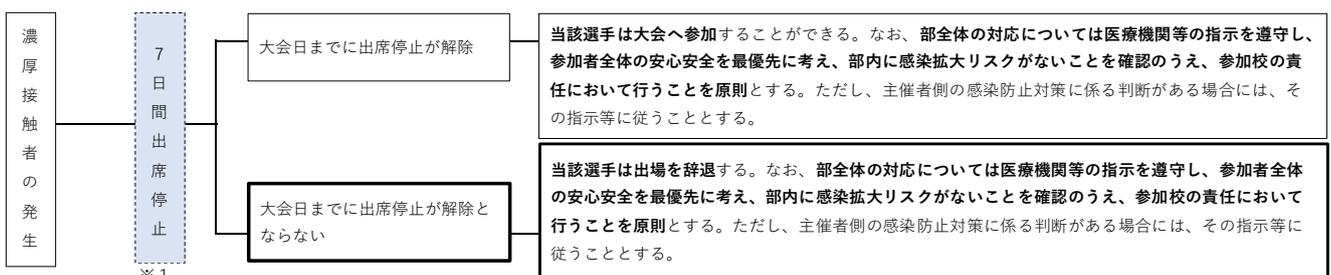
※令和3年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】を参考に作成

1.大会前に体調不良者および濃厚接触者(自宅待機要請者も同義)が発生した場合

(1) 体調不良者が発生した場合



(2) 濃厚接触者が発生した場合 ※自宅待機要請者も同義

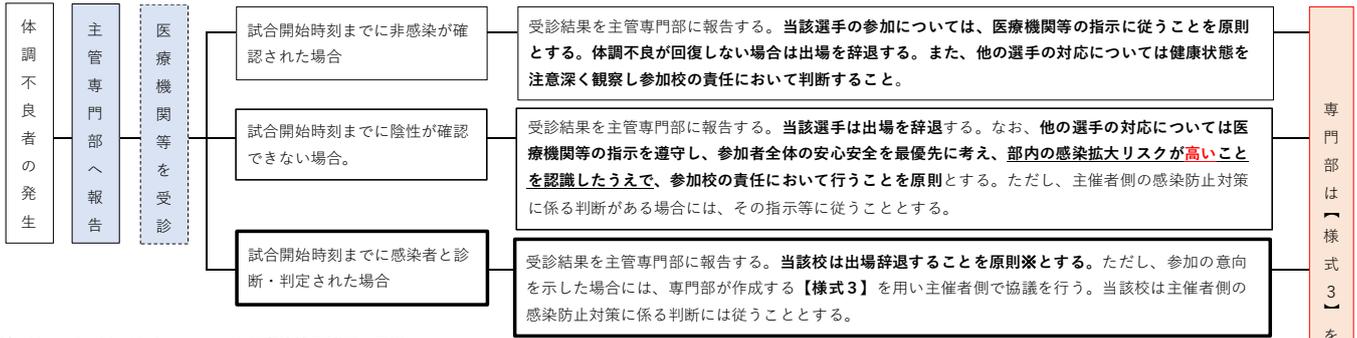


※1

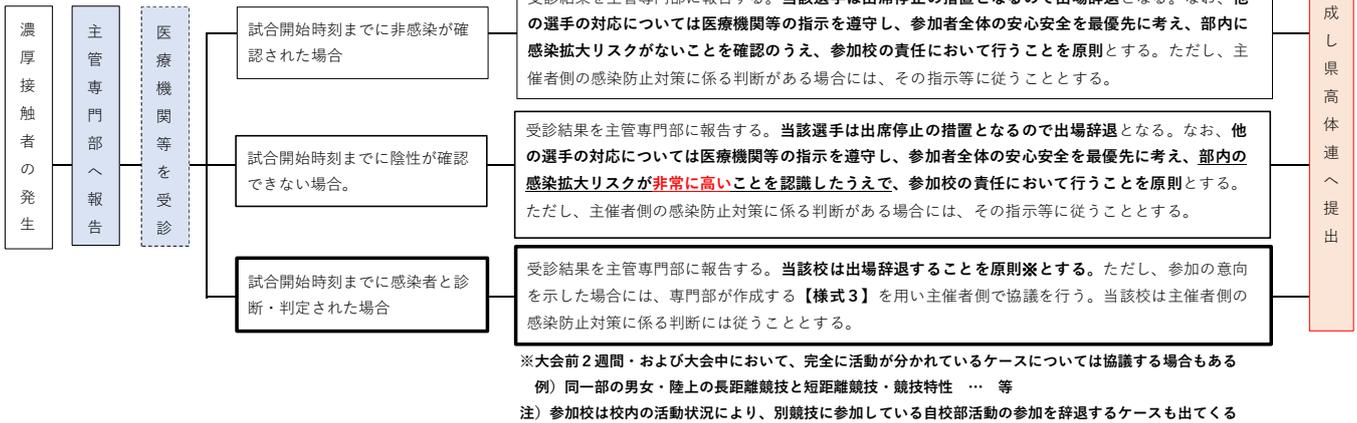
※1 濃厚接触者が抗原定性検査キット(厚生労働省承認)を用いて、待機期間短縮を行った場合は最短5日間となる場合があるが大会参加においては適用しない。療養開始より7日間は大会参加は認めないこととする。

2.大会期間中に体調不良者および濃厚接触者（自宅待機要請者も同義）が発生した場合

(1) 体調不良者が発生した場合

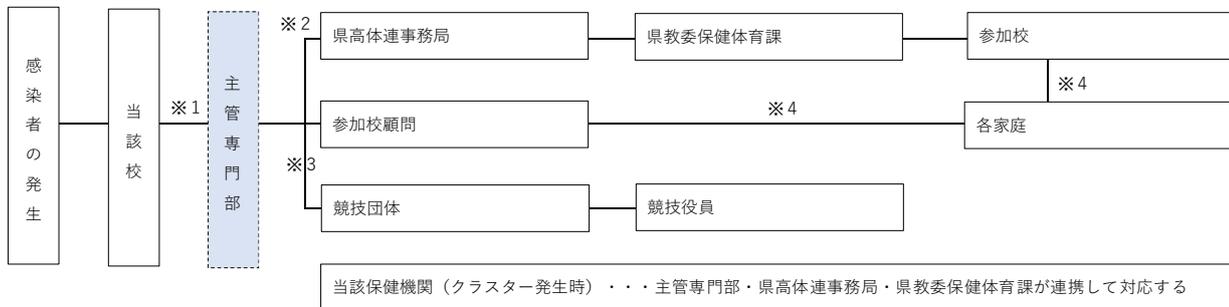


(2) 濃厚接触者が発生した場合 ※自宅待機要請者も同義



3.大会後（1週間）に感染者が発生した場合

(1) 体調不良者が発生した場合



- ※1 当該校は、大会終了後1週間以内に自校参加者（教職員・生徒・保護者等）より感染者が発生した場合は、主管専門部へ直ちに電話連絡を行うとともに書面にて報告すること。その際の様式は特に定めない。（報告については個人情報保護に十分気をつけること）
- ※2 主管専門部は当該校からの報告書および電話等での確認を行い【様式4】を作成し県高体連事務局へ提出する。
- ※3 感染者発生について必要な情報（会場・日時・危険と思われるスペース等）については参加校顧問および競技団体等へ速やかに連絡する。
- ※4 参加校は感染拡大防止のために、専門部からの情報について自校参加者へ注意喚起を行う。

8 その他（感染防止のための装備）

（1）日帰り

マスク（予備も）、アルコール消毒液※、体温計（接触型）、使い捨て手袋（予備も）、密閉（ジップロック付）ビニール袋、ゴミ袋、携帯トイレ※手指消毒には60%以上、モノ表面消毒には70%以上が推奨されています。

（2）屋内宿泊

寝袋（小屋に毛布がある際にも持参）、マスク（多めに）

9 参考資料

（1）高知県高等学校体育連盟主催大会における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針 [第4版]

令和4年4月27日
高知県高等学校体育連盟

（2）令和3年度全国高等学校総合体育大会実施時における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針【第3版】

令和3年5月25日
令和3年12月3日改定
公益財団法人全国高等学校体育連盟

（3）スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日
令和2年5月29日改訂
令和2年10月2日改訂
令和3年11月5日改定
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

（4）8月1日以降における催物の開催制限等について

令和2年7月27日スポーツ庁政策課

9月1日以降における催物の開催制限等について

令和2年8月25日スポーツ庁政策課

11月末までの催物の開催制限等について

令和2年9月14日スポーツ庁政策課

（5）来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

令和2年11月12日
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

(6) 宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン (第1版)

令和2年5月14日
令和2年5月21日一部改訂
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
日本旅館協会
全日本シティホテル連盟

(7) 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン (第2版)

令和2年6月19日
令和2年7月21日改訂
貸切バス旅行事務連絡

(8) 全国中学校体育大会実施上の COVID-19 感染拡大予防ガイドライン

令和2年7月16日
公益財団法人日本中学校体育連盟

(9) 全国高等学校総合体育大会における事故防止・安全対策に関する指針

令和元年11月12日
公益財団法人全国高等学校体育連盟

(10) 新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)

令和3年4月19日
厚生労働省

(11) 登山再開に向けてのガイドライン

令和2年6月10日
日本山岳・スポーツクライミング協会登山医科学委員会

(12) 新型コロナウイルス感染拡大防止等に関する基本方針—登山競技における対応策—【第2版】

令和3年7月9日
(公財) 全国高等学校体育連盟登山専門部